

議案第 9 4 号

地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号の会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について

地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号の会計年度任用職員の給与に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 1 2 月 3 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

地方公務員法第22条の2第1項第2号の会計年度任用職員の給与に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)のうち同項第2号に掲げる職員(以下「職員」という。)の給与について必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 前条の給与とは、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び特殊勤務手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合のほか、現金で支払わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、職員の申出があったときは、給与を口座振替の方法により支払うことができる。

4 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給料)

第3条 給料は、当該職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬とする。

(給料表)

第4条 給料は、別表第1に定める行政職給料表によるものとする。

2 前項の給料表(以下単に「給料表」という。)は、全ての職員に適用するものとする。

(職務の級)

第5条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表によるものとする。この場合において、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、市長が規則で定める。

2 職員の職務の級は、前項の規定に基づく分類の基準に従い任命権者が決定する。

(職務の号給)

第6条 職員となった者の号給は、市長が規則で定めるところにより任命権者が決定する。

(給料の支給)

第7条 岩倉市職員の給与に関する条例(昭和46年岩倉市条例第33号。以下「給与条例」という。)第9条の規定は、職員について準用する。この場合において、同条第5項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(地域手当)

第8条 民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、職員に地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料の月額に100分の6を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第9条 給与条例第15条の規定は、職員について準用する。

(時間外勤務手当)

第10条 給与条例第16条第1項、第2項、第3項本文及び第5項の規定は、職員について準用する。この場合において、同条第2項中「第23条第1項」とあるのは「第15条第1項」と、同条第3項中「勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条第1項の規定により割り振られた」とあるのは「週休日の振替により、あらかじめ割り振られた」と、「第23条第1項」とあるのは「第15条第1項」と、同条第5項中「第23条第1項」とあるのは「第15条第1項」と、同項第1号中「第1項の勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市長が規則で定めるものを除く。)」とあるのは「第1項の勤務」と読み替えるものとする。

(休日勤務手当)

第11条 給与条例第17条の規定は、職員について準用する。この場合において、同条第1項中「休日勤務手当は、勤務時間条例第9条」とあるのは「休日勤務手当は、岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年岩倉市条例第20号。以下「勤務時間条例」という。)第9条」と、「勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日」とあるのは「代休日」と、「という。)(勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基

づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日)」とあるのは「(という。)」と、同条第2項中「第23条第1項」とあるのは「第15条第1項」と読み替えるものとする。

(夜間勤務手当)

第12条 給与条例第18条の規定は、職員について準用する。この場合において、同条第2項中「第23条第1項」とあるのは、「第15条第1項」と読み替えるものとする。

(期末手当)

第13条 給与条例第20条第1項、第2項、第4項及び第6項、第20条の2並びに第20条の3の規定は、任期の定めが6月以上の職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たない職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め(合計)が6月以上に至ったときは、当該職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に職員として任用された者の任期の定め(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6月以上の職員とみなす。

(特殊勤務手当)

第14条 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、岩倉市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和52年岩倉市条例第23号)の定めるところによる。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第15条 第10条において準用する給与条例第16条、第11条において準用する給与条例第17条及び第12条において準用する給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が規

則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

- 2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第16条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年岩倉市条例第20号）第9条に規定する祝日法による休日（当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は同条に規定する年末年始の休日（当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(雑則)

第17条 給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当の支給の方法その他この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(単純労務者の給与)

- 2 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準については、当分の間この条例の各相当規定の例による。

別表第1（第4条関係）

ア 行政職給料表（一）

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	146,100	195,500
2	147,200	197,300
3	148,400	199,100
4	149,500	200,900
5	150,600	202,400
6	151,700	204,200
7	152,800	206,000
8	153,900	207,800
9	154,900	209,400
10	156,300	211,200
11	157,600	213,000
12	158,900	214,800
13	160,100	216,200
14	161,600	218,000
15	163,100	219,700
16	164,700	221,500
17	165,900	223,200
18	167,400	224,900
19	168,900	226,500
20	170,400	228,100
21	171,700	229,500
22	174,400	231,200
23	177,000	232,800
24	179,600	234,400
25	182,200	235,400
26	183,900	236,900
27	185,500	238,300
28	187,200	239,500
29	188,700	240,700
30	190,400	241,900
31	192,200	242,900
32	193,900	244,100
33	195,500	245,400
34	196,900	246,400

35	198,400	247,600
36	199,900	248,900
37	201,200	249,800
38	202,500	251,100
39	203,700	252,300
40	205,000	253,600
41	206,300	255,000
42	207,600	256,400
43	208,900	257,600
44	210,200	258,800
45	211,300	260,000
46	212,600	261,200
47	213,900	262,500
48	215,200	263,600
49	216,300	264,700
50	217,400	265,800
51	218,400	267,100
52	219,500	268,400
53	220,600	269,400
54	221,600	270,500
55	222,500	271,800
56	223,500	273,100
57	223,800	274,000
58	224,600	275,000
59	225,400	275,900
60	226,100	277,000
61	226,800	278,100
62	227,800	279,100
63	228,600	280,000
64	229,400	281,000
65	230,100	281,500
66	230,800	282,400
67	231,700	283,100
68	232,700	284,000
69	233,400	285,000
70	234,000	285,800
71	234,500	286,600
72	235,200	287,400
73	236,000	288,200
74	236,600	288,700

75	237,200	289,100
76	237,700	289,600
77	238,400	289,800
78	239,100	290,100
79	239,800	290,300
80	240,300	290,700
81	240,800	290,900
82	241,500	291,100
83	242,200	291,500
84	242,900	291,800
85	243,500	292,100
86	244,200	292,400
87	244,900	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800
98		296,100
99		296,500
100		296,900
101		297,100
102		297,400
103		297,800
104		298,100
105		298,300
106		298,600
107		299,000
108		299,300
109		299,500
110		299,900
111		300,300
112		300,600
113		300,800
114		301,000

115		301,300
116		301,700
117		301,900
118		302,100
119		302,400
120		302,700
121		303,100
122		303,300
123		303,600
124		303,900
125		304,200

イ 行政職給料表（二）

職務の級 号給	1 級
	給料月額
	円
1	132,300
2	133,200
3	134,200
4	135,100
5	136,100
6	137,100
7	138,100
8	139,100
9	139,900
10	140,900
11	141,900
12	143,000
13	143,800
14	144,800
15	145,800
16	146,800
17	147,900
18	149,200
19	150,400
20	170,400
21	171,700
22	174,400
23	177,000
24	179,600

25	182,200
26	183,900
27	185,500
28	187,200
29	188,700
30	190,400
31	192,200
32	193,900
33	195,500
34	196,900
35	198,400
36	199,900
37	201,200
38	202,500
39	203,700
40	205,000
41	206,300
42	207,600
43	208,900
44	210,200
45	188,400
46	189,700
47	191,100
48	192,500
49	193,800
50	194,900
51	196,000
52	197,200
53	198,300
54	199,400
55	200,300
56	201,400
57	202,500
58	203,500
59	204,500
60	205,500
61	206,600
62	207,500
63	208,400
64	209,300

65	210,000
66	210,800
67	211,500
68	212,300
69	212,700
70	213,300
71	213,600
72	214,000
73	214,200
74	214,600
75	215,100
76	215,700
77	215,900
78	216,600
79	217,100
80	217,600
81	218,300
82	218,600
83	219,200
84	219,900
85	220,500
86	220,900
87	221,300
88	222,000
89	222,500
90	223,000
91	223,500
92	223,900
93	224,300
94	224,700
95	225,100
96	225,400
97	225,700
98	226,200
99	226,700
100	227,200
101	227,600
102	228,100
103	228,700
104	229,300

105	229,700
106	230,200
107	230,500
108	230,900
109	231,100
110	231,500
111	232,000
112	232,400
113	232,600
114	233,100
115	233,600
116	234,100
117	234,400
118	234,800
119	235,200
120	235,600
121	236,000

別表第2（第5条関係）

等級別基準職務表

ア 行政職給料表（一）

職務の級	職務の内容
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務

イ 行政職給料表（二）

職務の級	職務の内容
1 級	労務作業職員の職務